

令和7年度岡山県青少年総合相談センターに係るインターネット広告業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度岡山県青少年総合相談センターに係るインターネット広告業務

2 業務概要

悩みや不安を抱える青少年（県内に在住・通勤・在学する39歳以下の者）やその保護者をメインターゲットとしたインターネット広告の配信を行うことにより、岡山県青少年総合相談センターの相談窓口の認知度の向上及びLINE友だち登録の促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

以下の業務を行うこと。ただし、県が運営する岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）に係るランディングページ（以下、「LP」という。）と連動した企画とすること。なお、業務に必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとし、業務目的を達成するためのインターネット広告の配信に関する企画等の業務を提案すること。

また、広告の効果を高められる場合には、記載されている仕様以上の取組を行うことについては、独自提案として可とする。

（1）インターネット広告の企画・運用業務

業務実施のための人員体制を構築した上で、令和7年8月から翌年3月中旬までの間、広告配信スケジュールを設定し、広告媒体の効果的な組み合わせにより広告配信を行うこと。

＜広告媒体例＞

- ・検索連動型広告（Google、Yahoo!JAPAN）
- ・ディスプレイ広告（Google ディスプレイネットワーク広告（GDN）、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）、Facebook、Instagram 広告）
- ・動画広告（YouTube、TVer、Abema）

※配信に当たってアカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする。

①広告の配信実費目安、目標配信回数

上記の条件に合うメディアプラン（ディスプレイ広告、SNS広告等）に基づいた、適正な想定数値を提案すること。またその際に、今回のインターネット広告における目標値（例：広告経由によるLP新規アクセス人数）を設定すること。

②広告素材について

- ・広告媒体例に対応する広告素材（画像（バナー）、動画等）を2種類以上製作すること。

③配信設定

- ・広告配信スケジュール期間内に上記①で設定した目標値が達成できるよう、当業務のメインターゲット層に対して、効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。

- ・目標達成が困難と見込まれる場合は、改善策を県と協議して実施すること。
- ・広告配信スケジュール期間内に契約金額に達しないうちに目標値を達成した場合であっても、広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。

④効果測定

本業務について、適宜、広告配信状況（広告の表示回数、性別・年齢別の表示回数、クリック数、クリック率）の分析を行い、委託期間内に最大限の効果を発揮できるよう、配信設定やターゲティングの変更、絞り込み等改善策を県と協議して実施すること。

⑤その他

広告実施に当たっては、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を行うこと。

5 成果品の納品等

- (1) 広告期間終了から1か月以内に最終的な実施状況を県へ報告すること。なお、報告書には、次の内容を含むものとする。3月分については3月末までに報告すること。
 - ・事業概要
 - ・事業内容及び成果
効果測定結果（詳細レポート及びレポート概要や改善点等、総評となる内容を記載すること）
 - ・その他、必要と認める事項
※書類及び電子データは編集可能な形式とすること
- (2) 委託事業に係る広告素材（画像（バナー）、動画等）の成果品を DVD-R に記録等、電子記録媒体で納品すること。
- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

6 精算

- (1) 本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。
- (2) 見積書や請求書の作成に当たっては、「広告媒体原価」「管理運用費」「広告配信素材費」「分析レポート作成・報告費」は分けて見積もること。
- (3) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、岡山県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

7 著作権等

- (1) 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権その他の権利を侵害しないこと。また、視聴者が不快に感じるイメージや言葉を使うことなく、公序良俗や一般常識に反する内容でないこと。なお、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 作成したアカウント及びそれらに掲載されているコンテンツは、期間満了後は、県又は県の委託業者が管理運営する場合を鑑み、県に引き継ぐこととする。アカウント情報などは、県の求めに応じて提供すること。

8 秘密保持

- (1) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、本業務のみに使用し、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の成果は県に帰属する。
- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は業務を実施するに当たり、事業を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認めるときは、あらかじめ県の承諾を得た上で、その一部を再委託することが出来るものとする。また、受託者が他団体と連携して業務を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、県と協議するものとする。
- (4) 県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、広告閲覧者のアクセス情報を蓄積する（リマーケティングリスト作成等）こと。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県との協議により進めるものとする。